

# 令和7年度 神奈川県震災建築物応急危険度判定講習会のご案内

(神奈川県震災建築物応急危険度判定士認定要綱第10条の規定による指定講習)

神奈川県震災建築物応急危険度判定士向けの講習会(指定講習会)を開催します。

**新規認定を希望される方** (下記の受講資格①及び②該当者) 及び

**判定技術維持のため受講を希望される判定士の方** (下記の受講資格③該当者)

が対象になります。応急危険度判定は、建築技術者の皆様のご協力が必要

不可欠ですので、是非、受講していただきますようお願いします。



## ● 講習会の開催形式・期間

オンライン形式の講習会(オンデマンド型)

講習期間：令和7年11月15日(土)～令和8年2月10日(火)

## ● 受講料 無料。ただし当協議会のホームページを閲覧し、資料等のダウンロード・印刷ができる方が対象です。

## ● 受講資格

次の①及び②のいずれにも該当する方 若しくは ③に該当する方

①神奈川県内に「在住」又は「在勤」していること

②「建築士(1級・2級・木造)※」、「建築施工管理技士(1級・2級)」(令和7年度から追加)又は「特定建築物調査員」であること。

③神奈川県震災建築物応急危険度判定士認定証を既にお持ちの方(受講を希望される方)

※各建築士試験の合格者も可

## ● 申し込み(講習会最終日まで受付)

協議会ホームページ(<https://ka-singo.jp>)からお申し込みください。



(協議会ホームページ)

※ 申し込み後、メールにてオンライン講習会用のURLとパスワードを送付しますので、講習最終日までに受講してください。

※ 受講後の認定申請書等に不備等があると、認定されない場合もありますのでご留意ください。

## ● 「応急危険度判定」とは

大規模な地震が発生した直後に被災した建物の被害状況を調査・判定することで、余震等による建物の倒壊や、部材の落下等により生ずる二次災害を防止することを目的に行うものです。

## ● 「応急危険度判定士」とは

神奈川県震災建築物応急危険度判定講習(本講習会)を受講した建築技術者で、県知事の認定を受け、ボランティアで判定作業を行っていただく方です。

## ● 「応急危険度判定士」の認定を受けるには

本講習を修了し、神奈川県建築物震後対策推進協議会を通じて、神奈川県知事宛てに認定の申請をしていただく必要があります。※認定後は5年ごとの自動更新となります。(満90歳に達する日まで)

## ● 「神奈川県建築物震後対策推進協議会」とは

神奈川県及び県内の全市町村で構成され、応急危険度判定制度の体制整備を進めています。

その他、詳しくは当協議会のホームページをご覧ください。

## ● お問い合わせ先 (神奈川県建築物震後対策推進協議会 事務局)

一般財団法人 神奈川県建築安全協会 建築事業部 建築課

TEL 045-212-4511

申し込み時にいただいた個人情報等については、応急危険度判定に関する以外には使用しません。